

発議第 1 号

松野町政治倫理条例の一部改正について

松野町政治倫理条例（平成 8 年条例第 1 5 号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 6 日提出

提出者 松野町議会議員 赤松 紀幸

賛成者 松野町議会議員 加藤 康幸

賛成者 松野町議会議員 山石 恭助

賛成者 松野町議会議員 大内 義昭

賛成者 松野町議会議員 山崎 匡

賛成者 松野町議会議員 芝 勇樹

【提案理由】

現行第 3 条第 1 項第 4 号で規制している、補助金等を受けている各種団体等への議員の副会長への就任規制を緩和するもの。

松野町政治倫理条例の一部を改正する条例

松野町政治倫理条例（平成８年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第４号中「各種団体の正副の長」を「各種団体の長」に改める。

附 則

この条例は、令和８年７月１日から施行する。

松野町政治倫理条例(平成8年条例第15号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（政治倫理基準） 第3条 議員及び町長等は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 （1）～（3） （略） （4） 議員は、町又は町が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人から補助金、助成金又はこれらに準ずる金銭の給付を受けている<u>各種団体の正副の長</u>に就任しない。ただし、広域行政組織を除くものとする。 2 （略）	（政治倫理基準） 第3条 議員及び町長等は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 （1）～（3） （略） （4） 議員は、町又は町が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人から補助金、助成金又はこれらに準ずる金銭の給付を受けている<u>各種団体の長</u>に就任しない。ただし、広域行政組織を除くものとする。 2 （略）